

施設に対する苦情や相談は、次の公的機関窓口でも受け付けています。

- ・別府市役所 高齢者福祉課 別府市上野口町1番15号 0977-21-1111
- ・大分県福祉サービス運営適正化委員会（大分県社会福祉協議会内）
大分市大津町2丁目1番41号 097-558-0301
- ・大分県国民健康保険団体連合 大分市大手町2丁目3番12号 097-534-8475

6 施設サービスの概要

入所者に対する介護医療院サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 診療
- (2) 施設サービス計画の作成
- (3) 機能訓練
- (4) 看護
- (5) 医学的管理下における介護
- (6) 食事の提供
- (7) レクリエーション
- (8) 入所者及びその家族への指導及び相談援助
- (9) その他利用者に対する便宜の提供

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
食事	入所者の心身の状態、病状及び嗜好を考慮し、適切な食事の提供を行う。 栄養士の立てる献立表により (食事時間) 朝食 7:15～8:00 昼食 11:45～12:30 夕食 18:00～18:50
機能訓練	入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、その他の適切なリハビリテーションを計画的に行うものとする。 病院8階 リハビリテーション室
相談及び援助	病院2階 医療・介護相談室 病院5階 ナースセンター

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種類と内容

1. 日常生活品の購入代行
2. 金銭管理

7 非常災害時の対策

- ・施設は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、非常災害に備えるため、毎年二回避難及び救出その他必要な訓練を行う。
- ・従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- ・管理者は、防火管理者を選任するものとし、防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。